

福業第 0725002 号  
平成 23 年 7 月 25 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 様  
中核市

独立行政法人福祉医療機構  
福祉貸付部長



福祉貸付事業における東日本大震災により被災した施設等に係る復旧支援（平成 23 年度第二次補正予算）における取扱い（融資条件の更なる緩和）について

福祉貸付事業の実施につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げますとともに、今回の東日本大震災により被災された地域の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、平成 23 年 7 月 25 日に東日本大震災の追加復旧策を盛り込んだ平成 23 年度第二次補正予算が成立したことに伴い、福祉貸付事業においては、別紙に記載の融資条件の優遇措置等（融資条件の更なる緩和）を実施することとしておりますのでお知らせいたします。

この度の取扱いについて、貴管内市区町村、関係機関及び法人等事業者の方々に対しまして、ご周知の程どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【照会先】独立行政法人福祉医療機構**

**[災害融資制度の概要]**

○ 本部福祉貸付部福祉業務課 TEL：03-3438-9282

**[個別の融資相談]**

○ 本部（取扱地域：石川県、岐阜県、三重県以東）

⇒ 福祉貸付部福祉審査課 TEL：03-3438-9298

○ 大阪支店（取扱地域：福井県、滋賀県、奈良県以西）

⇒ 福祉審査課 TEL：06-6252-0216

## 平成 23 年 (2011 年) 東日本大震災に かかる災害復旧資金の概要 (福祉貸付)

### 1. 対象範囲

平成 23 年東日本大震災により被害を受けた社会福祉施設等の事業者であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者の災害復旧に係る資金。

### 2. 融資条件等

#### ①設置・整備資金

貸付金の種類	災害復旧資金 ※1 (二重債務となる方)	災害復旧資金	通常
融資率	100%	100%	50～80%
償還期間 (据置期間)	39年以内 3年以内	15～30年以内※2 (2～3年以内) ※2	
貸付利率	無利子	無利子	1.50% (1.10%)～ 2.00% (1.60%) ※3
担保額での制限	100%	100%	70%
無担保貸付	1,000万円まで	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上	1名以上	

※1 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの耐火構造の建築資金及び土地取得資金の貸付け(貸付金額が20,000千円以上のものに限る)であって、既存の当該施設が、全壊、半壊等の被害を受け、併せて、東日本大震災より前から施設及び事業を営むための債務(民間の金融機関からの借入金を含む)を有していた方が対象となります。

※2 貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※3 利率の( )は、10年経過ごと金利見直し貸付けにおける当初10年間の適用利率となります。

・社会福祉法人に対する担保を徴する貸付けであって、保証人の免除を希望する場合は、上記利率に0.05%が上乗せされます(無利子の場合は0.05%となります。)

・利率は平成23年7月25日現在(利率は金利情勢に合わせて見直しますのでお問い合わせ下さい。)

・下線は、今回、新たに設けられた優遇措置となります。

#### ②経営資金

貸付金の種類	災害復旧資金		通常
融資率	100%		50～80%
償還期間 (据置期間)	10年超15年以内 (5年以内)	10年以内 (2年以内)	5年以内 (6か月以内)
貸付利率	0.80% (契約から5年間は無利子 6、7年目は0.70% 8年目以降は0.80%)	0.40% (契約から5年間は無利子 6、7年目は0.30% 8年目以降は0.40%)	1.20%
担保額での制限	100%		70%
無担保貸付	3,000万円まで		500万円まで
保証人	1名以上		

・社会福祉法人に対する担保を徴する貸付けであって、保証人の免除を希望する場合は、上記利率に0.05%が上乗せされます(無利子の期間は0.05%となります。)

・利率は平成23年7月25日現在(利率は金利情勢に合わせて見直しますのでお問い合わせ下さい。)

・下線は、今回、新たに設けられた優遇措置となります。